## 日本医療薬学会奨励賞選考規程

- 第1条 日本医療薬学会は若手会員の研究を推進・奨励するため、日本医療薬学会奨励賞を 制定する。
- 第2条 賞は賞状等および副賞とする。詳細については別に定める。
- 第3条 授賞対象者は、当該年に継続して3年以上の本会会員歴を有し、医療薬学分野で優れた研究業績を挙げ、将来の活躍が期待される40歳未満の研究者とする。なお、年齢基準日は当該年の4月1日とする。
- 第4条 表彰は年1回、授賞は3名以内とする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、学術賞と合わせて6名以内まで授賞者を増やすことができる。
- 第5条 授賞候補者は学術関連賞選考委員会が選考する。
- 第6条 会頭は、前条による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、授賞者を決定する。
- 第7条 受賞者の表彰は学会賞表彰式において行う。
- 第8条 受賞者は、受賞年度に開催される年会において受賞講演を行う。また、受賞研究に 関する総説論文を医療薬学誌又は JPHCS 誌に投稿する。
- 第9条 本規程は、理事会の議を経て改廃する。
- 附則 この規程は2025年11月1日より実施する。

制定 2007年 9月 6日 2020年10月 3日 2020年 6月 1日 2021年 7月29日 2024年10月24日

2025年10月29日